

聖天供田

百 刈 在所二ヶ村牛町樋下、年貢壹貫文

壹貫八百文 白山腰平次郎入道作田

三十 刈 白山田百五十文并富岡畠園道百五十文恩給

百 文 富岡上畠作人孫七

延壽堂

二百 刈 在所浦上、一段宮腰進五郎作、一段かつか支鑿

入牌料足賣之

法光院内保村田地

一段 四 在所大ミノツメ、本内五郎次郎入道作、妙性禪

尼入牌料足、岩脇殿寄進

一段 在所ホリコシ、左藤太郎入道作、宗義上座寄進

二段 一段二代和尚毎月御粥料、一段貞崇庵主入牌

料足、在所ホリコシ

二段 在所内保村内進三郎作、たうやの女性入牌料足、

義勝寄進

二段 在所堀腰、名字五田一段伊勢殿崇信禪門入牌料

足、名字棠木田一段同息女曉窓禪尼入牌料足
三百二十刈并山一所并漆一杯

一所二百刈堂畠、一所百二十刈了禪作、一所や

りかわ山年貢壹貫百五十文芝叟・祖英・空照・宗

悟四人入牌料足

定年貢錢貳拾五貫

米陸斛

永徳二年壬戌十月 日

侍者記之
十二月十七日。足利義滿、山城寶幢寺に、同寺

領加賀郡倉月莊松寺村・赤濱村を安堵せしむ。

【鹿王院文書】

(外題) 此所々可令爲寺領矣、

永徳二年十二月十七日

右大臣兼右近衛大將源朝臣 在判

(春器抄記) 普明國師管領寺院事

寶幢寺

加賀國倉月庄内松寺村・赤濱村

攝津國多田庄内阿古谷上下

(中略)

永徳二年十二月十五日

(康暦二年六月二日の條参照。)

弘和三年 癸亥

永徳三年 京都

紀元二〇四三

三月廿六日。高間義勝、鳳至郡總持寺に田地を
交付す。

【總持寺文書】 鳳至郡

(表ノ編書云) 高間方渡狀

渡申 惣持寺領之事

合參百刈 坪付在本文書

右寺田者、本文書依明鏡所渡申也。於向後不可有相
違之狀如件。

永徳三年三月廿六日

左衛門尉義勝 在判

(左衛門尉義勝は、貞治六年九月十四日の條に見え
たる沙彌義勝と別人なり。花押も亦異なり。)
四月廿七日。沙彌昌堅、山城石清水八幡宮雜掌
を支持して、長野左近將監等の同社領能美郡能
美莊地頭職の内長野・一針・重友等の押妨を停め
んことを幕府に請ふ。

【菊大路文書】

六四一

石清水八幡宮雜掌申、加賀國能美庄地頭職之内、長野・一
針・同重友等事、爲本知行之地寄附當社之處、長野左近
將監・板津彌藤次入道子息等、致糾訴之由承及候。不可
然候。無相違之様可有申御沙汰候哉。以此旨可有御
披露候。恐惶謹言。

永徳三年四月廿七日

沙彌昌堅 在判

進上 御奉行所

(長野・一針は能美庄の内なること永和四年十一月二
十日の條にも見えたり。)

七月十日。吉見氏頼、同伊豫入道をして、治田